

日時

10月26日(金)

場所

午前10時～午後4時
長岡コミュニティセンター2階

内容

相続・遺言・契約・各種許可など暮らしの手続きや書類作成等の相談

相談員

東京都行政書士会多摩西部支部会員

問合せ

東京都行政書士会多摩西部支部担当清水 ☎557-1751

日時

10月14日(日)

場所

午後0時30分開場
午後1時10分～4時
ひのでグリーンプラザ（日の出町大字平井3231-1）

出演

多摩西人権啓発活動
地域ネットワーク協議会事業
講演と音楽のつどい

問合せ

東京都多摩環境事務所
秘書広報課 ☎557-7681

演題

「違いを認めて人生を豊かにする方程式」

定員

120名

費用

無料

申込み

10月5日(金)までに電話で日の出町役場町民課へ
☎597-0511
(内線282)

就業構造基本調査にご協力ください

この調査は、普段仕事をしているかどうかや就業に関する希望などについて調査し、その結果は各種雇用政策、少子・高齢化対策などの基礎調査となります。なお、記入いただいた調査票の内容に関する秘密は統計法により守られますので、正確な記入をお願いします。

基準日

平成24年10月1日

対象

町内約60世帯

調査方法

調査員が9月下旬から調査票を配布し、10月上旬までに回収に伺います。

問合せ

総務課 ☎557-0531

10月1日は、「浄化槽の日」浄化槽をお使いの皆さまへ

「メンテナンスは定期的に」
浄化槽は、生活環境の保全および公衆衛生の向上に必要な施設です。しかし、適正な維持管理を行わなければ十分に機能を発揮できません。
浄化槽法では、浄化槽を使用する方に三つの義務を定めています。

①保守点検

都に登録した専門業者が定期的に実施する点検作業

②清掃

市町村の許可を受けた業者が実施する浄化槽の清掃作業

③法定検査

知事が指定した機関が実施する①と②の状況等を客観的に判断する検査

①から③を実施し、適正な維持管理をお願いします。また、下水道接続等により浄化槽の使用を廃止した場合は、30日以内に届出をお願いします。

問合せ

東京都多摩環境事務所
所廃棄物対策課浄化槽係 ☎528-2692

リサイクルプラザからのお願い

刈り取った草の処分

刈り取った草は燃やせるごみで排出できますが、水分を含んで重く、量もあり、多くの袋が必要になります。少し天日に干すなど、乾燥させ、量を減らしてから排出するようにしてください。
※1回の収集で排出する量は透明か半透明の袋で、3袋までです。それ以上の場合は、燃やせるごみの指定収集袋に入れてください。

【ペットボトルの出し方】

ペットボトルを資源としてリサイクルするために、次の事項をご確認ください。

▼ボトルのマーク・表示を確認してください。

▼キャップを外して、水で洗い、乾かしてから袋に入れてください。

※外したキャップは容器包装プラスチックで排出してください。

※油の容器など、ペット製ではない容器もあるので、ご注意ください。

問合せ

環境課 ☎557-5364

油・断・快適！下水道に油を流さないで

キッチンから流れた油は、下水道管のつまりや悪臭の原因となります。

鍋や食器に付いた油汚れは、洗う前にふき取りましょう。この行動が川や海の良質な水環境にもつながります。

問合せ

都市計画課 ☎557-7681

7

広報みずほ 平成24年10月号

税金

町税等の納め忘れはありませんか

納期を過ぎた町・都民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料をまだ納めていない方は、至急納めてください。
毎週木曜日は、午後8時まで税務課で納付できます。
※納付の際は、釣り銭の無いようお願いします。
納付には、便利な口座振替をご利用ください。

問合せ

税務課 ☎557-7529

年金

死亡にかかる年金給付（遺族基礎年金）

遺族基礎年金は、次のいずれの方が亡くなられたときに、その方によって生計を維持されていた「子のある妻」または「子」に支給されます。

①国民年金の被保険者

②国民年金の被保険者であった方で、日本国内に住所がある60歳以上65歳未満の方

③老齢基礎年金の受給権者、または受給資格期間を満たしている方

ただし、①②の場合は、死亡月の前々月までの被保険者

期間のうち、保険料納付済期間と免除期間（若年者納付猶予期間・学生納付特例期間を含む）を合わせた期間が3分の2以上必要となります。

（平成28年3月31日までに死亡した場合、特例として死亡月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がなければよいことになっています。）

※「子」とは、18歳に到達する年度末までの子、もしくは20歳未満で1級・2級の障害の状態にある子をいいます。

問合せ

住民課 ☎557-7578

お知らせ

固定資産評価審査委員会委員の選任

9月町議会において、関谷博明さんを委員に選任する同会の議決があり、10月1日に就任しました。

問合せ

総務課 ☎557-7495

行政相談週間

10月15日(月)～21日(日)

この週間は、行政相談制度を広く国民の皆さまに利用していただくために設けているものです。町でも行政相談委員が次のとおり行政相談所を開設します。

日時

10月18日(木)
午前9時30分～11時30分

受付

役場1階打合せ室

内容

年金、保険、福祉、道路、郵便 など

相談員

榎本喜一さん
（行政相談委員）

▼行政相談週間以外にも相談を受け付けています。

日時

毎月第3木曜日
午前9時30分～11時30分

受付

役場1階打合せ室

▼次のところでも相談できます。

「行政苦情110番」（東京行政評価事務所）
☎0570-090110
☎03(5331) 1761
※PHS、IP電話などをご利用の場合
☎03(3363) 1100

問合せ

総務課 ☎557-0531

今月の納期

◎町・都民税……………第3期
◎国民健康保険税……………第4期
◎介護保険料……………第4期
◎後期高齢者医療保険料…第4期
納期は10月31日(水)です。

問合せ

税務課 ☎557-7529

不用品交換

交渉は当事者間で

※費用が掛かるものがあります。

ゆずります

▶マタニティウェア（S～M）▶ベビーバス▶ロデオボーイ（健康器具）▶ミシン▶ベビー服（新生児用肌着）▶ピアノ▶子ども用食事椅子▶子ども用自転車▶キックボード（おもちゃ）▶瑞中制服（男子・女子）

ゆずってください

▶自転車▶おもちゃ（幼児用）▶ベビー服（女子用90センチ位）▶瑞中女子制服▶ベビーベッド

問合せ

産業課 ☎557-7633

行政相談週間

10月15日(月)～21日(日)

この週間は、行政相談制度を広く国民の皆さまに利用していただくために設けているものです。町でも行政相談委員が次のとおり行政相談所を開設します。

日時

10月18日(木)
午前9時30分～11時30分

受付

役場1階打合せ室

内容

年金、保険、福祉、道路、郵便 など

相談員

榎本喜一さん
（行政相談委員）

▼行政相談週間以外にも相談を受け付けています。

日時

毎月第3木曜日
午前9時30分～11時30分

受付

役場1階打合せ室

▼次のところでも相談できます。

「行政苦情110番」（東京行政評価事務所）
☎0570-090110
☎03(5331) 1761
※PHS、IP電話などをご利用の場合
☎03(3363) 1100

問合せ

総務課 ☎557-0531

広報みずほ 平成24年10月号

6